



引越しで住所を異動される方へ

☎ 住民環境課 窓口係 ☎476-1111 (125・163)

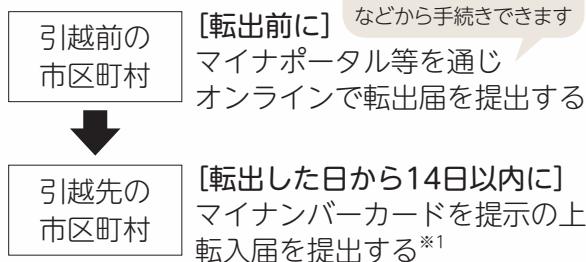
●入学・就職・転勤など 「正確な住所の届出」が必要です

- ・住民票の住所の異動届(転入届・転出届・転居届など)は、国民健康保険および国民年金の資格の確認や、選挙人名簿への登録などに繋がる大切な手続きです。
- ・本人確認書類となる「マイナンバーカード」「運転免許証」などの住所等は、最新のものにする必要があります。
(正当な理由がなく住民票の異動の届出をしない場合、5万円以下の過料に処されることがあります。)

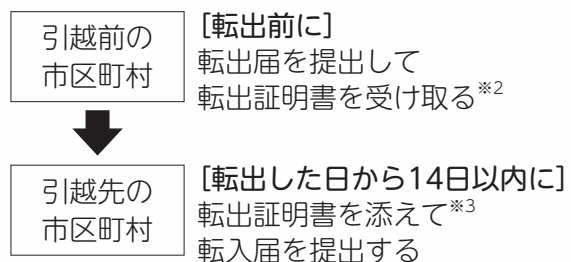
住民票の異動届(転出届、転入届、転居届など)の手続方法

◎他の市区町村に転出・転入する場合

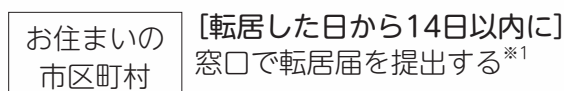
<オンラインでの届出>



<窓口での届出>



◎同一の市区町村で転居する場合



- ※1 マイナポータル等を通じて、転入(転居)届の提出のために来庁予定の連絡ができません。
- ※2 マイナンバーカードをお持ちの方は、転出証明書の受け取りはありません。
- ※3 マイナンバーカードをお持ちの方は、マイナンバーカードを提示してください。

●引越しシーズンにおける休日の窓口開設をします

引っ越しシーズンを迎え、異動される方への利便性を考え、窓口業務(一部)の開庁を実施しますので、ご利用ください。

| | |
|------|---|
| 実施期間 | 4月1日(土)・4月2日(日) |
| 開庁時間 | 午前8時30分から午後5時15分 |
| 実施場所 | 大崎町役場本庁 |
| 取扱業務 | ◆住所変更の手続き(転入、転出、転居など) ◆住所変更に伴う業務(保険証作成、児童手当、こども医療、納税相談、水道手続など) |

※内容によってはお取り扱いできず、後日改めてお越しいただくことがありますので、事前にお問い合わせください。



来庁される皆さまへのお願い

「なりすまし」などによる不正な申請を防止するため、各種手続きの際は、身分証明書(運転免許証など)の提示をお願いしております。また、マイナンバーカードをお持ちの方はカードの提示をお願いいたします。